

○矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等を未然に防ぐため、特殊詐欺等防止機器（以下「機器」という。）を購入して現に居住する住宅に設置する者に対し、矢板市特殊詐欺等防止機器設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺等」とは、面識のない不特定多数の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座に現金を振り込ませること等の方法を用いて財物をだまし取る犯罪をいう。

2 この要綱において「機器」とは、特殊詐欺等による被害を防止することを目的として製造された装置であつて、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるものをいう。

- (1) 電話の着信時に当該電話の発信者からの通話内容の録音を行う旨の応答を行う、若しくは当該録音を自動で行う、又は事前に登録がされていない発信者からの電話の着信時に受信者に注意を促す等の機能を有する電話機
- (2) 通話の内容を自動で録音する、又は特殊詐欺等による被害を生じさせるおそれがある発信者からの電話の着信を自動で切断する等の機能を有する電話機に接続して用いる装置

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」

という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に65歳以上であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に1年以上居住していること。
- (3) 市内の事業者等から機器の購入及び取付工事をしていること。
- (4) 補助対象者が居住する住居に機器を設置していること。
- (5) 本人及びその同一世帯に属する者が過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 本人及びその同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機器の購入費
- (2) 機器の取付費（業者に取付けを依頼する場合に限るものとする。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5,000円を限度として、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置機器補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の購入及び取付に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）
- (2) 機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

2 前項の申請は機器を購入した日から起算して180日以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付決定通知書（様式第2号）又は矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付却下通知書（様式第3号）により、当該通知者に通知するものとする。

2 前条で提出された添付書類は返還しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定により決定の通知を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の決定に付した条件又は法令等若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、機器の調査又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(実績報告書の省略)

第12条 補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の

提出を省略することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に購入した機器等について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

矢板市長 様

申請者 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付申請書兼請求書

矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたり、市長が私及び同居する家族全員の「市税の納税状況」及び「住民登録」について、調査することに同意します。

購入日		年 月 日		
購入金額(A)		円		
交付申請額（請求額）		円		
		※(A)×1/2 の額（100 円未満の端数切り捨て）とし、5,000 円を上限とする。		
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	支店 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

添付書類

- 1 機器の購入及び取付けに係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）
- 2 機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

矢板市長



矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付申請書について、次のとおり決定しましたので矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

交付決定額	円
交 付 条 件	(1) この補助金の交付の対象となる事業の内容は、交付申請書のとおりとする。 (2) この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了の翌年から 5 年間整備保存しなければならない。 (3) 補助事業によって取得した財産は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。 (4) 補助事業者は、矢板市補助金等交付規則に従わなければならない。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

矢板市長



矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金については、次のとおり却下しましたので矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

却下理由	
------	--